

登録の更新について

「賃貸住宅管理業者登録制度」は国土交通省の告示により平成23年12月より登録がはじまりました。

本制度は平成28年12月に丸5年となり、初めての更新時期を迎えています。初年度に登録された登録業者におかれては有効期間を確認のうえ、更新の申請を行ってください。

更新の申請がなく有効期間が満了すると登録の抹消となります。

更新の申請は、有効期間満了の日の90日前から30日前までに本店所在地を管轄する地方整備局等へ提出する必要があります。

詳しくは管轄する地方整備局等へお問合せください。

賃貸住宅管理業への登録申請方法等について

(登録・更新の概要、必要書類、申請・お問合せ先)

<http://www.mlit.go.jp/common/001151422.pdf>

(申請様式、記載例)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000016.html